

平成30年度における事務費賦課額及び徴収方法の変更について

(変更理由) 制度改正に係る期中に飼養すると見込まれる計画頭数の変更及びそれに伴う包括共済家畜区分の見直しによる。

変更後			
1	事務費賦課額		
	一般事務費賦課額	98,771,000円	
	任意共済事業事務費賦課額	183,189,000円	
	計	281,960,000円	
2	賦課方法		
	ア. 一般事務費	単 位	単 価
	(ア) 水稻共済割	(略)	
	(イ) 麦共済割	(略)	
	(ウ) 家畜共済割 (平成30年12月31日までに共済責任が開始する引受)		
	乳牛の雌等	共済金額1万円当たり	50円
	乳牛の雌等の事故除外2号以外	共済金額1万円当たり	40円
	乳牛の雌等の事故除外2号	共済金額1万円当たり	2円
	肉用牛等	共済金額1万円当たり	30円
	肉用牛等の事故除外2号以外	共済金額1万円当たり	20円
	肉用牛等の事故除外2号	共済金額1万円当たり	2円
	一般馬	共済金額1万円当たり	30円
	一般馬の事故除外2号以外	共済金額1万円当たり	20円
	一般馬の事故除外2号	共済金額1万円当たり	2円
	種豚	共済金額1万円当たり	30円
	種豚の事故除外2号以外	共済金額1万円当たり	20円
	種豚の事故除外2号	共済金額1万円当たり	2円
	肉豚	共済金額1万円当たり	20円
	肉豚の事故除外	共済金額1万円当たり	2円
	なお、短期、追加引受に係るものは、月割により徴収する。		
	<u>また、見直し後の家畜共済へ移行する場合、未経過分を日割により返還する。</u>		
	(エ) 死亡廃用共済割 (平成31年1月1日以後に共済責任が開始する引受)		
	搾乳牛	1頭当たり	400円
	搾乳牛のうち平成30年4月1日施行の農業保険法施行規則 (以下「規則」という。) 第74条第2項第1号に規定する事故除外	1頭当たり	50円
	繁殖用雌牛	1頭当たり	400円
	繁殖用雌牛のうち規則第74条第2項第2号イに規定する事故除外	1頭当たり	50円

変更後

繁殖用雌牛のうち規則第 74 条第 2 項第 2 号ロに規定する事故除外	1 頭当たり	3 5 0 円
育成乳牛	1 頭当たり	3 0 0 円
育成乳牛のうち規則第 74 条第 2 項第 1 号に規定する事故除外	1 頭当たり	5 0 円
(削る。)		
(削る。)		
育成・肥育牛	1 頭当たり	3 0 0 円
育成・肥育牛のうち規則第 74 条第 2 項第 2 号イに規定する事故除外	1 頭当たり	5 0 円
育成・肥育牛のうち規則第 74 条第 2 項第 2 号ロに規定する事故除外	1 頭当たり	2 5 0 円
(削る。)		
(削る。)		
(削る。)		
繁殖用雌馬	1 頭当たり	4 0 0 円
繁殖用雌馬のうち規則第 74 条第 2 項第 1 号に規定する事故除外	1 頭当たり	5 0 円
育成・肥育馬	1 頭当たり	4 0 0 円
育成・肥育馬のうち規則第 74 条第 2 項第 1 号に規定する事故除外	1 頭当たり	5 0 円
種豚	1 頭当たり	1 0 0 円
種豚のうち規則第 74 条第 2 項第 2 号イに規定する事故除外	1 頭当たり	5 円
種豚のうち規則第 74 条第 2 項第 2 号ロに規定する事故除外	1 頭当たり	1 0 円
肉豚	1 頭当たり	1 0 0 円
肉豚のうち規則第 74 条第 2 項第 3 号に規定する事故除外	1 頭当たり	3 円
<p>なお、短期引受に係るもの及び異動により共済掛金期間中に共済金額を増額したものは、月割により徴収する。</p>		
(オ) 疾病傷害共済割 (平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が開始する引受)		
乳用牛	1 頭当たり	<u>6 0 0 円</u>
(削る。)		
肉用牛	1 頭当たり	4 0 0 円
(削る。)		
一般馬	1 頭当たり	5 0 0 円
種豚	1 頭当たり	1 0 0 円

変更後

なお、短期引受に係るものは及び異動により共済掛金期間中に共済金額を増額したものは、月割により徴収する。

- (カ) 果樹共済割 (略)
- (キ) 畑作物共済割 (略)
- (ク) 園芸施設共済割 (略)

ただし、上記以外の単価を別表のとおり適用する。

別表 (略)

3 徴収方法

共済掛金の期限（掛金分納の場合は第1回の払込期限）と同時に徴収するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号の定めにより徴収又は返還するものとする。

- (1) 平成30年12月31日までに共済責任が開始する家畜共済の追加引受に係る家畜共済割については、追加引受に係る共済掛金と同時に徴収する。
- (2) 平成31年1月1日以後に共済責任が開始する死亡廃用共済又は疾病傷害共済の引受で、異動が生じたことにより共済掛金期間中に共済金額を増額又は減額する場合の死亡廃用共済割又は疾病傷害共済割については、当該共済金額の増額又は減額に係る共済掛金と同時に徴収又は返還する。
- (3) 平成31年1月1日以後に共済責任が開始する死亡廃用共済の引受で、共済掛金期間の期末において共済金額に一定の調整を加え、再度算定した金額を共済金額とした場合の死亡廃用共済割については、共済金額の差額に係る共済掛金と同時に徴収又は返還する。

なお、平成30年12月31日以前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係であって、共済責任期間が平成31年1月1日以後に終了する共済関係（以下「旧共済関係」という。）について、旧共済関係の加入者からの申出により、旧共済関係を平成30年8月30日開催の平成30年度第1回臨時総代会第1号議案の事業規程の一部改正のうち、改正後の第145条各号の小損害不填補の基準金額が適用されるよう、共済関係の切替えを行った場合の事務費の賦課については、平成30年3月15日開催の平成29年度第2回臨時総代会第8号議案により決定された事務費賦課金の徴収方法に寄らず、平成30年度事務費を賦課しないものとする。